

事 務 連 絡
平成28年 7月4日

各所属所共済組合事務主管課長 様

山梨県市町村職員共済組合保健課長

任意継続組合員の標準報酬月額の取扱いについて

平素、本組合の業務運営につきましては、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、任意継続組合員の標準報酬月額については、総務大臣が定める要件（組合員期間が15年以上であり、かつ、退職時の年齢が55歳以上で、退職が初めてである）を備える場合に、退職時の標準報酬月額から、組合の定款で定める割合（100分の20）を乗じた額を控除する軽減措置が設けられておりましたが、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部が改正されたことに伴い、本組合定款の一部が変更され、平成28年7月1日から当該軽減措置がなくなることとなりました。このことにより、今後の取扱いにつきましては下記のとおりとなりますのでご留意願います。

なお、この変更は平成28年7月1日以後に退職し任意継続組合員になられる方から適用されることとなり、平成28年6月30日以前に退職し任意継続組合員になられた方については、既に適用されている軽減措置が任意継続組合員資格喪失時まで適用されることとなっております。

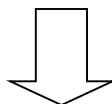
つきましては、この旨組合員に周知していただけますようよろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

記

平成28年6月30日以前

任意継続組合員の標準報酬月額は、次の①、②のうち少ない額となります。

- ① 退職した日の属する月の短期に係る標準報酬月額
（組合員期間が15年以上であり、かつ、退職時の年齢が55歳以上で、退職が初めてである者は、退職した日の属する月の短期に係る標準報酬月額に100分の20を乗じた額を控除した額を標準報酬月額等級表に当てはめて得た額）
- ② 平成27年10月1日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の平均標準報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて得た額



平成 28 年 7 月 1 日以降

任意継続組合員の標準報酬月額は、次の①、②のうち少ない額となります。

- ① 退職した日の属する月の短期に係る標準報酬月額
- ② 平成 27 年 10 月 1 日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の平均標準報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて得た額
(平成 29 年度以降は、基準日が前年 9 月 30 日となります。)

担当：保健課 鶴田・小野

電話：055-232-7311

F A X：055-235-6450